

## 第2章 安宅氏城館跡を取り巻く環境

### 第1節 自然的環境

#### (1) 位置・面積

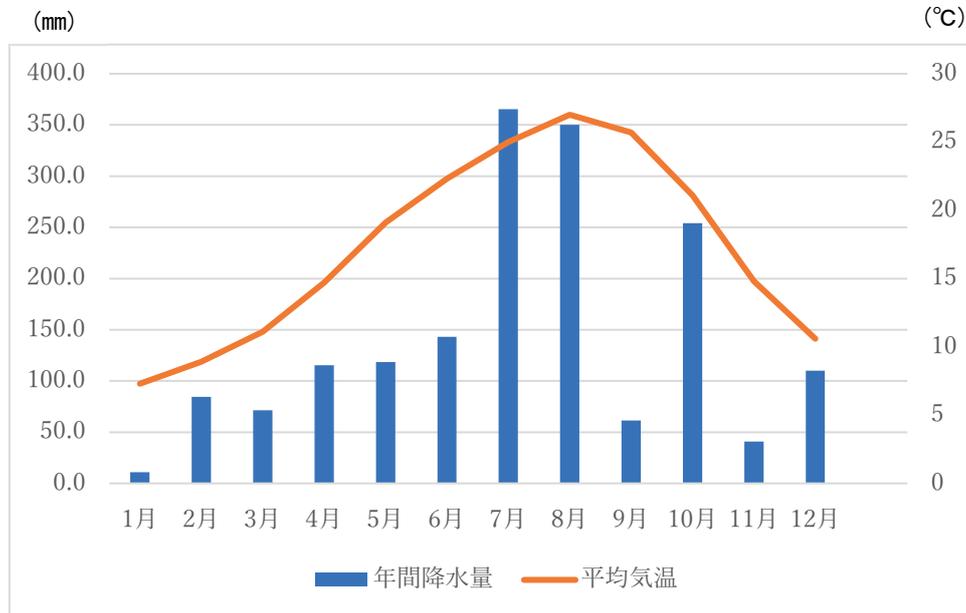
安宅氏城館跡の所在する白浜町は、和歌山県の南部に位置し、面積は 200.98 km<sup>2</sup>である。北西の半島部に市街地が形成され、南部では海沿いにまで山地がせまり、海岸や河川流域、谷間部に集落が点在している。町域には、吉野熊野国立公園、おおとう大塔日置川県立自然公園が含まれるなど、海・山・川にわたる豊かな自然環境に恵まれた地域である。



図 2-1 白浜町の位置

#### (2) 気候

白浜町は南海気候区に属し、黒潮の影響を受ける太平洋気候である。年間平均気温は 17.3℃、年間降水量は 1,726.0mm であり、年間を通じて温暖、多雨地帯である。また、太平洋に面しているため、台風の常襲地帯となっている。



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
年間降水量 (mm)	11.0	84.5	71.5	115.5	118.5	143.0	365.5	350.0	61.5	254.0	41.0	110.0
平均気温 (°C)	7.3	8.9	11.1	14.7	19.1	22.3	25	27	25.7	21.1	14.8	10.6

図 2-2 白浜町の年間降水量と平均気温

(『町勢要覧資料編』2019年南紀白浜地域気象観測所データをもとに作成)

(3) 地質・水系

白浜町の地質は「牟婁付加シークエンス」と「田辺層群」で構成されている。「牟婁付加シークエンス」は海洋プレートの沈み込みにより、「田辺層群」はその上に堆積した前弧海盆堆積体により形成される。

堆積年代は「牟婁付加シークエンス」が約 5,000 万年前から約 2,000 万年前、「田辺層群」が約 1,800 万年前から約 1,600 万年前である。

安宅氏居館跡と追加指定候補である大向出城跡、勝山城跡は「牟婁付加シークエンス」に位置する。中山城跡、土井城跡、要害山城跡、追加指定候補の大野城跡は「田辺層群」に位置する。八幡山城跡は「牟婁付加シークエンス」と「田辺層群」の境目に位置し、露出した傾斜泥岩層（田辺層群）を見ることができる。



図 2-3 白浜町の地質 (『学習用ハンドブック 南紀熊野ジオパーク 3つの大地と出会う』南紀熊野ジオパーク推進協議会 より一部改変)



写真 2-1 八幡山城跡で確認される傾斜泥岩層 (田辺層群)

また、安宅氏城館跡は要害山城跡を除いて日置川下流域に集中している(図1-3参照)。日置川の本流流路総延長は約57km、町内の流路延長は約32kmであり、町内を縦断したのち枯木灘へ流れ込む。日置川は、せんにゆうだこう穿入蛇行(蛇行状に曲がりくねった谷の中を流れる河流の状態)箇所が多く、河口付近まで上流型の谷を形成しており、急流で流量が多いことが特徴である。中山城跡は、旧河道と現河道によって囲まれた環流丘陵上に位置しており、日置川の特徴的な地形を利用した築城の好例となっている。

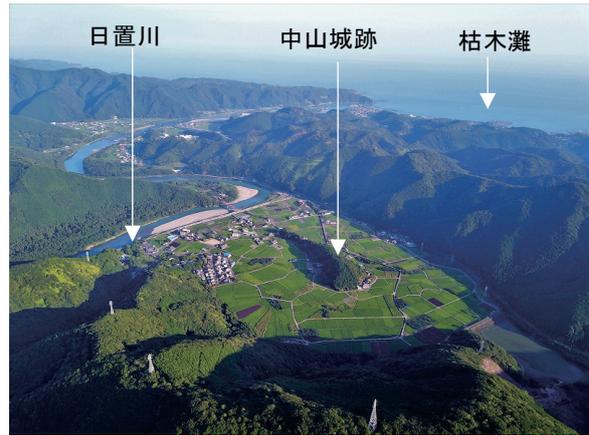


写真 2-2 日置川の流路と中山城跡

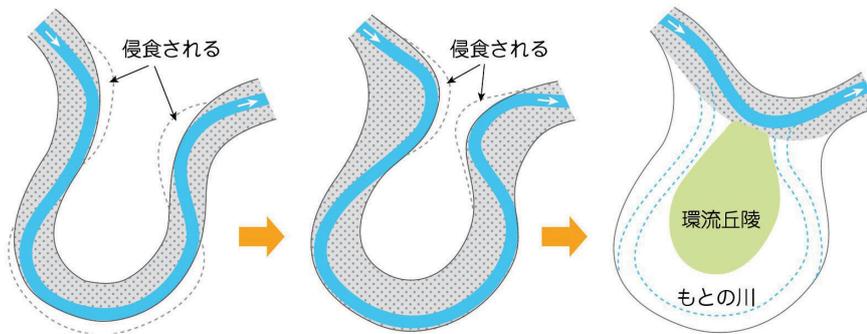


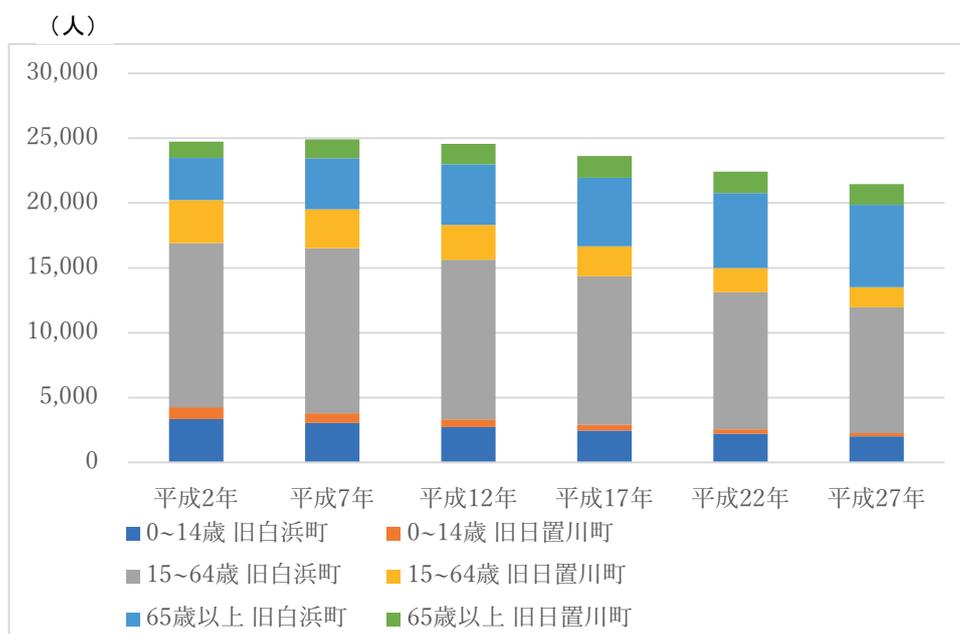
図 2-4 環流丘陵のできかた (『学習用ハンドブック 南紀熊野ジオパーク 3つの大地と出会う』南紀熊野ジオパーク推進協議会 より抜粋)

## 第2節 社会的環境

### (1) 人口

白浜町は、平成18年(2006)に旧日置川町と旧白浜町が合併し、現在の町域となった。安宅氏城館跡(要害山城跡を除く)は、旧日置川町に位置している。

白浜町の総人口は、平成27年(2015)の国勢調査で約21,500人となっている。平成2年(1990)から平成7年(1995)にかけて総人口がわずかに増加したものの、以降は減少が続いている。平成7年(1995)から平成27年(2015)にかけての減少率は、13.6%である。特に旧日置川町は、0~14歳と15~64歳の人口減少が著しく、今後安宅氏城館跡の保存・活用を行う上で課題となる。



年齢	0~14歳		15~64歳		65歳以上		総数
	旧白浜町	旧日置川町	旧白浜町	旧日置川町	旧白浜町	旧日置川町	
平成2年(1990)	3,348	902	12,648	3,339	3,247	1,252	24,737
平成7年(1995)	3,055	733	12,732	2,999	3,944	1,453	24,916
平成12年(2000)	2,729	581	12,322	2,677	4,671	1,583	24,563
平成17年(2005)	2,468	439	11,444	2,313	5,292	1,684	23,642
平成22年(2010)	2,202	364	10,546	1,882	5,785	1,639	22,696
平成27年(2015)	2,004	268	9,693	1,552	6,351	1,583	21,533

(人)

図2-5 白浜町の人口(総数には年齢不詳を含むため、合計とは一致しない)  
(『第2次白浜町長期総合計画』総人口及び年齢3区分別人口の推移をもとに作成)

(2) 産業

白浜町の産業別就業者比率（図 2-6）をみると、平成2年（1990）から平成27年（2015）にかけて第1次産業の割合が低下し、第3次産業の割合が増加している。

産業別の従事者数（図 2-7）は「宿泊業、飲食サービス業」が最も多く、次いで「医療、福祉」「卸売業、小売業」の割合が多い。特化係数（白浜町の産業別の構成比を全国の平均的な構成比と比較し、白浜町がどの産業に特化しているのかを示す指標）は、「漁業」「宿泊業、飲食サービス業」が高く、これらは白浜町の特性をあらわす産業といえる。

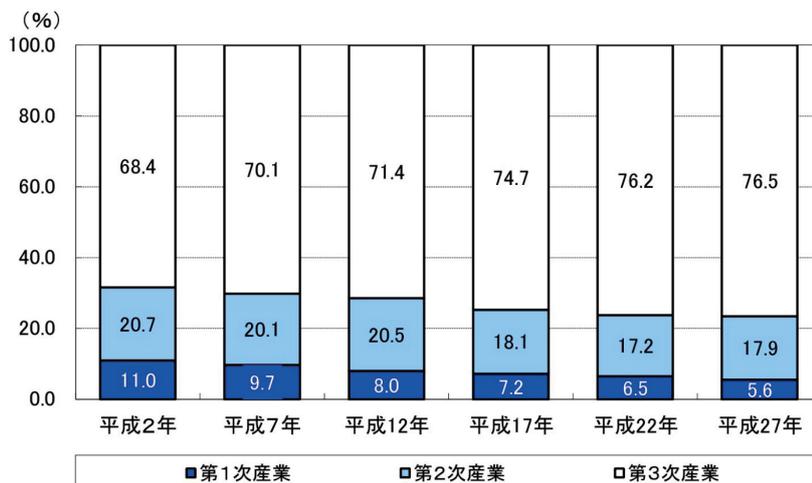


図 2-6 産業別就業者比率の推移（『第2次白浜町長期総合計画』より抜粋）

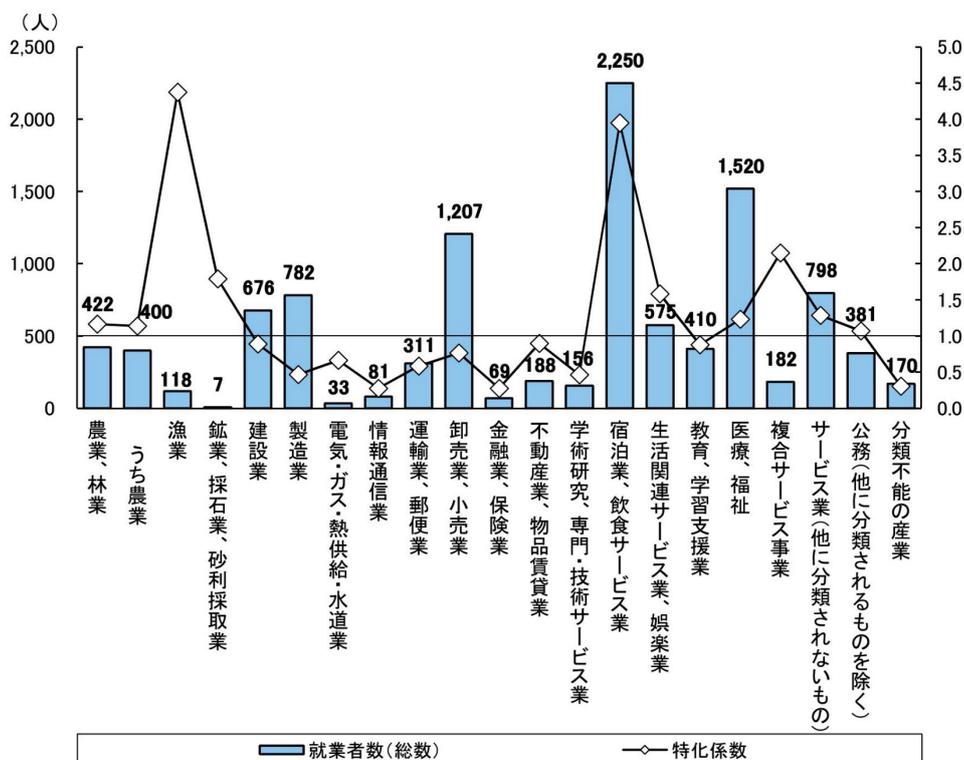


図 2-7 産業別従事者数の推移と特化係数（『第2次白浜町長期総合計画』より抜粋）

(3) 交通

安宅氏城館跡までの公共交通機関は、鉄道とバスの2通りある。鉄道の場合、要害山城跡の最寄り駅は紀伊富田駅、その他の史跡安宅氏城館跡へは紀伊日置駅が最寄り駅となる。バスは、民間事業者が運営するバスと、町営のコミュニティバスがある。自家用車の場合、紀勢自動車道から国道42号線若しくは県道37号線（日置川大塔線）で史跡地へ至る。

以上のことから、安宅氏城館跡へ至る交通手段は様々あるものの、公共交通機関では1日の本数が少ないため、自家用車が史跡を巡る際の主要な交通手段となっている。

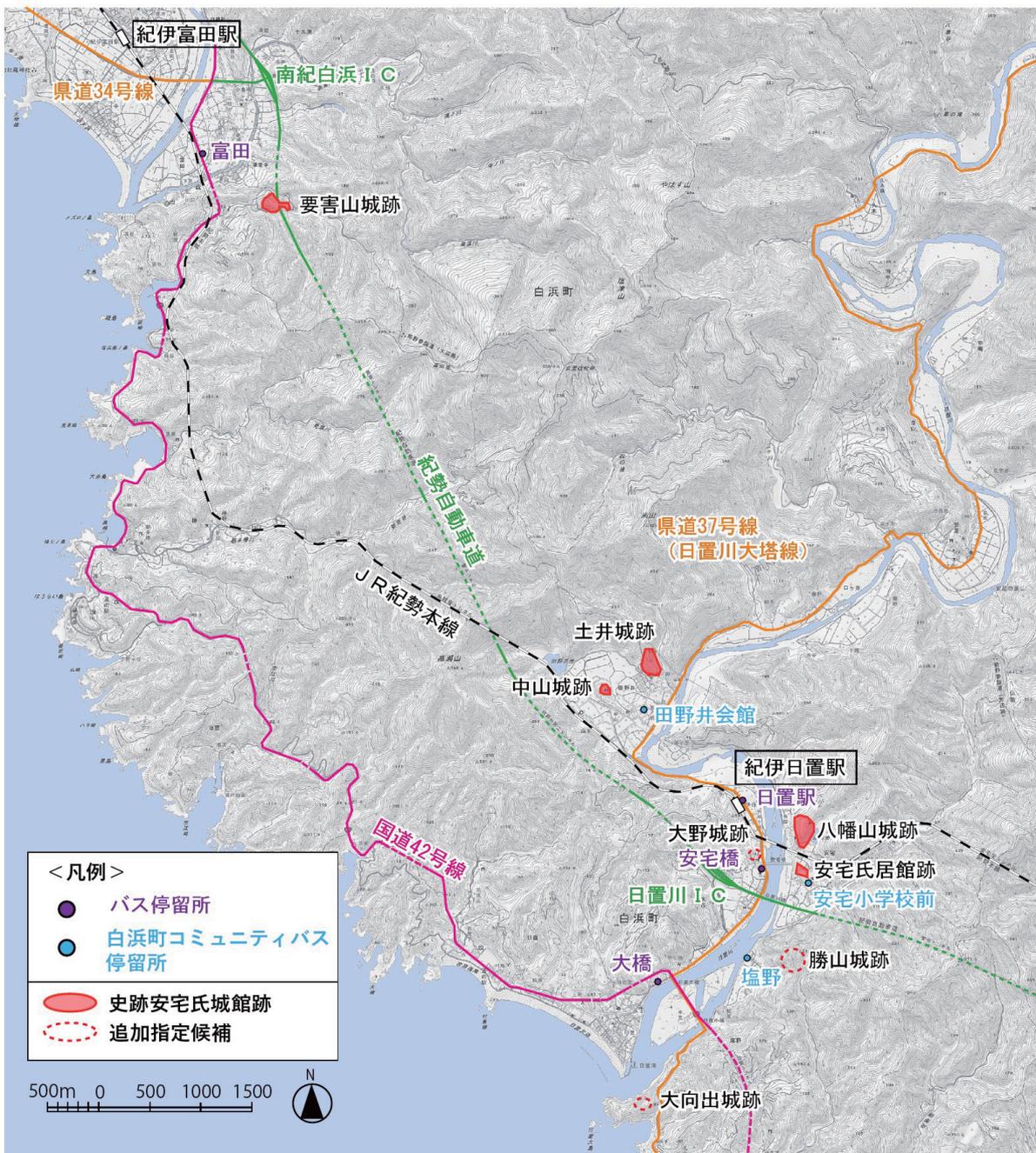


図 2-8 交通網図

(4) 法的規制

1) 文化財に関連する法的規制

安宅氏城館跡は、我が国にとって歴史上又は学術上価値が高いものとして、文化財保護法により国の「史跡」に指定されている。勝山城跡・大野城跡・大向出城跡は、現在史跡に指定されていないが、今後の追加指定候補として位置付けられている。また、安宅氏城館跡周辺は「周知の埋蔵文化財包蔵地」に指定されている。これらの地域では、遺構の保存に影響を及ぼす行為をする際には、許可や届出が必要である。

表 2-1 法的規制一覧（文化財関係）

区域、名称等	規制の対象となる安宅氏城館跡	根拠法令等	規制内容	許可等権限者(担当窓口)
史跡	安宅氏居館跡 八幡山城跡 中山城跡 土井城跡 要害山城跡	文化財保護法	現状変更、保存に影響を及ぼす行為をする際の許可。現状変更については、第8章 第3節に記載。	文化庁長官 (教育委員会)
周知の埋蔵文化財包蔵地	全城館跡	文化財保護法	建築・土木工事等を行う際の届出。	和歌山県 教育長 (教育委員会)

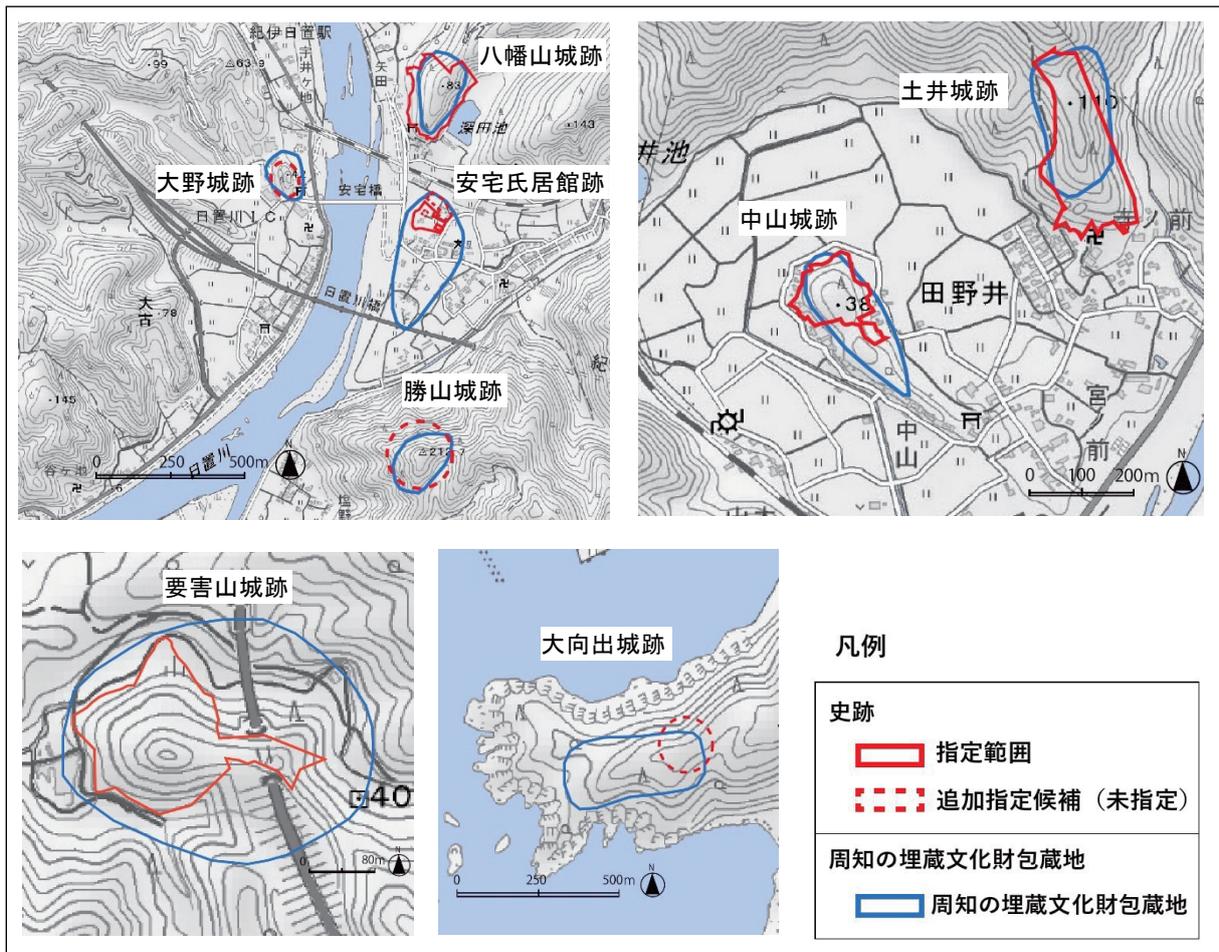


図 2-9 文化財関係の法的規制 範囲図

## 2) 景観に関連する法的規制

安宅氏城館跡周辺には、熊野参詣道（大辺路）が通っており、景観の価値が損なわれないよう「熊野参詣道（大辺路）特定景観形成区域」と「文化的景観保護地区」が指定されている。また、白浜町の海岸部は大小の湾が複雑に入り組んだ海岸など多様な海岸地形が見られるため「吉野熊野国立公園」に指定されている。これらの区域で景観に影響を及ぼす行為をする際には、届出や許可が必要である。

表 2-2 法的規制一覧（景観関係）

区域、名称等	規制の対象となる 安宅氏城館跡 (追加指定候補)	根拠法令等	規制内容	許可等権限者 (担当窓口)
熊野参詣道（大辺路） 特定景観形成区域 (その他の地域)	全城館跡	和歌山県景観条例	建築物や工作物の新築、 開発行為、土地の形質の 変更、土砂等の堆積等が 条例に定める規模以上 の場合、届出が必要。	和歌山県知事 (教育委員会)
文化的景観保護地区	要害山城跡周辺	熊野古道大辺路 富田坂及び仏坂 周辺の文化的景 観の保護に關する 条例	建築物や工作物の新築、 色彩の変更、土地の形質 の変更、土砂等の採取、 水面の埋め立て、立木竹 の伐採、広告物の設置等 が条例に定める規模以 上の場合、届出が必要。	白浜町長 (教育委員会)
吉野熊野国立公園	(大向出城跡)	自然公園法	建物などの工作物の設 置、木の伐採、土地の形 状変更、広告物の設置等 を行う際の許可。	環境省 (吉野熊野国 立公園管理事 務所田辺管理 官事務所)

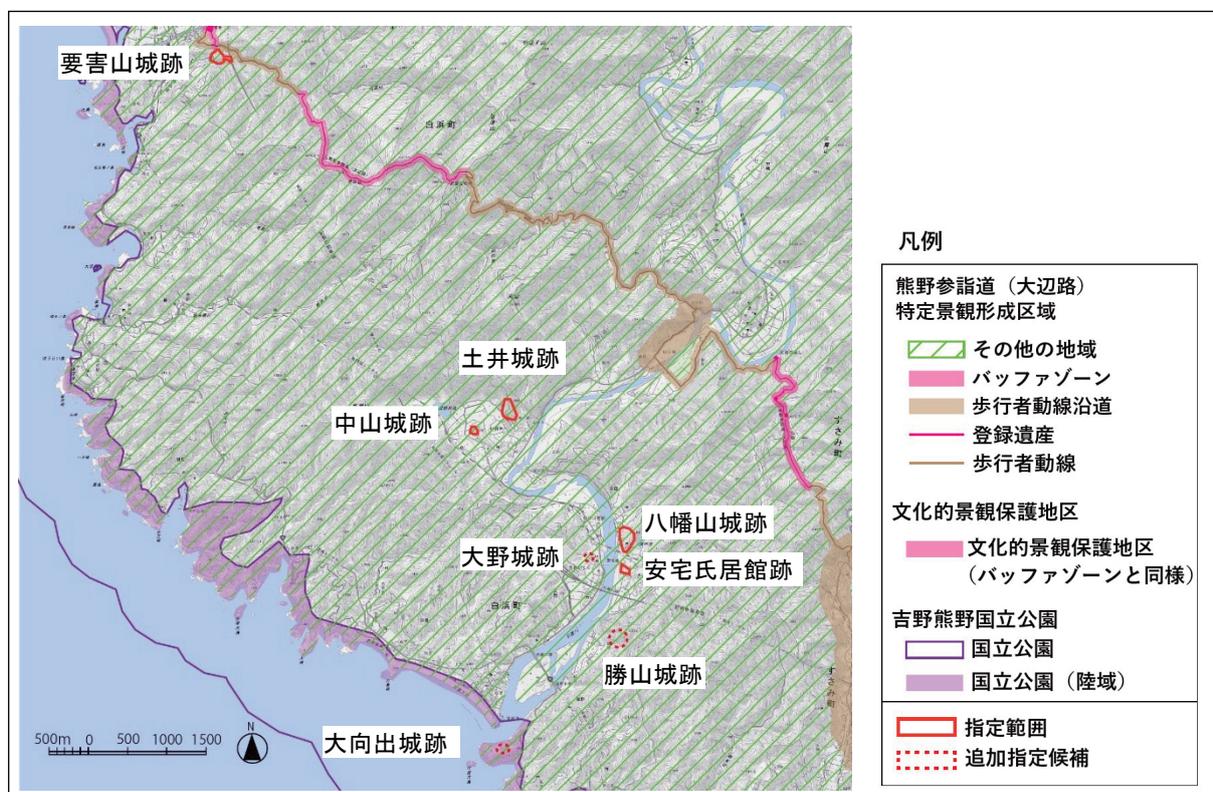


図 2-10 景観関係の法的規制 範囲図

### 3) 防災に関連する法的規制

安宅氏城館跡の一部は、がけ崩れや土石流などの土砂災害から地域住民の生命を守るため「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」や「急傾斜地崩壊危険区域」に指定されている。そのため土砂災害の危険性を高めるような行為は、許可等が必要である。また、大向出城跡は水面に対する森林の陰影の投影、魚類等に対する養分の供給、水質汚濁の防止等の作用により魚類の生息と繁殖を助けるため「保安林（魚つき保安林）」に指定されている。保安林を伐採する際には、許可又は届出が必要である。

表 2-3 法的規制一覧（防災関係）

区域、名称等	規制の対象となる 安宅氏城館跡 (追加指定候補)	根拠法令等	規制内容	許可等権限者 (担当窓口)
土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	八幡山城跡 中山城跡 土井城跡 要害山城跡 (大野城跡)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域では、特定開発行為に対する許可制や、建造物の構造の規制等。	和歌山県知事 (建設課)
急傾斜地崩壊危険区域	中山城跡	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	水の浸透を助長する行為や工作物の新築、掘削、伐採、土砂の採取等を行う場合の許可。	和歌山県知事 (建設課)
保安林（魚つき保安林）	(大向出城跡)	森林法	保安林を伐採する際、都道府県知事の許可、又は届出。	和歌山県知事 (農林水産課)

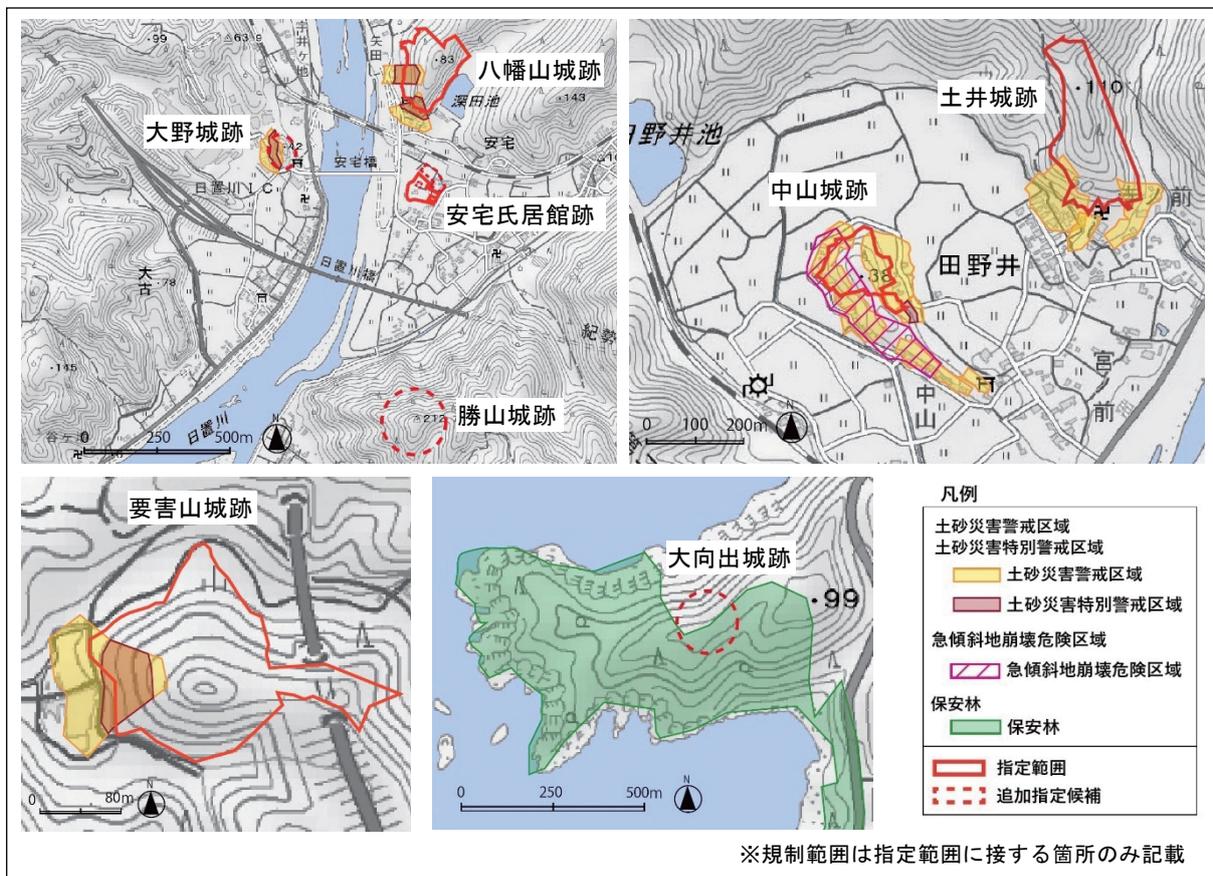


図 2-11 防災関係の法的規制 範囲図

#### 4) 都市計画に関連する法的規制

安宅氏居館跡周辺は、一体の都市として総合的に整備する区域である「都市計画区域」に指定されている。また紀勢自動車道や国道42号線沿いの一部は、屋外広告物条例により、良好な景観形成等を目的として「禁止地域」に、その他の地域は「第1種地域」に指定されている。そのため屋外広告物を設置する際には、許可等が必要である。さらに、白浜町全体は住みよい町づくりを推進する上で開発事業等との調整を図るため「開発事業及び中高層建築に関する指導要綱」が定められており、土地造成等を行う際には事前協議が必要である。

表 2-4 法的規制一覧（都市計画関係）

区域、名称等	規制の対象となる 安宅氏城館跡 (追加指定候補)	根拠法令等	規制内容	許可等権限者 (担当窓口)
都市計画区域 (用途地域の指定のない区域)	安宅氏居館跡 八幡山城跡 (勝山城跡) (大野城跡) (大向出城跡)	都市計画法	建築する際の容積率 (200%)建ぺい率(70%) の規制等。	白浜町長 (建設課)
屋外広告物 (禁止地域)	要害山城跡 (大野城跡)	屋外広告物条例	景観の保全のため、原則 として広告物の表示、設 置が禁止。	白浜町長 (建設課)
屋外広告物 (第1種地域)	要害山城跡と大野 城跡を除く城館跡	屋外広告物条例	広告物を表示又は掲出 物件を設置する場合の 許可。	白浜町長 (建設課)
開発事業及び中高層 建築に関する指導要 綱	全城館跡	開発事業及び中 高層建築に關する 指導要綱	白浜町内で 1000 m <sup>2</sup> を超 える土地造成行為や一 定の条件を満たす建物 を建築する際は、事前協 議等が必要。	白浜町長 (建設課)



図 2-12 都市景観関係の法的規制 範囲図